

厚労省での記者会見 2024年9月30日弁護士JPニュースから

「障害者雇用枠で採用したのに、障害を理由に雇い止めするのは違法」 元従業員が会社に対し約 200 万円を請求



代理人の尾林弁護士（左）と白神弁護士（右）（9月30日都内／弁護士JP編集部）

2024年9月30日、障害者雇用枠で保険会社に勤めていた元従業員の女性が、「障害を理由にした雇い止めは無効」として、会社に対し地位確認や損失補償などを求める労働審判を申し立てた。

パニック発作を理由に休職命令後、雇い止めされる

申し立ての相手方（使用者）は朝日生命保険相互会社（本社は東京都新宿区）。女性（以下Nさん）と会社の労働契約は2023年5月に成立。応募にあたってNさんが提出した障害説明資料には「アクシデントが起きると不安が高まりパニックとなりやすい」など、配慮すべき事項も記載されていた。

同年7月、Nさんは暑熱により高温な環境になっていた地下の作業場でパニック発作を起こし、痙攣（けいれん）状態になる。会社の人事責任者は、発作の原因は「てんかん」だとして、Nさんに脳外科の診断書の提出を求めた。

検査でNさんは「脳の異常はない」との診断を受け、会社に診断書を提出。しかし、会社の責任者はNさん本人や産業医との面談も行わずに「2か月から3か月休職するように」と一方的に命令した。また、「発達障害だから話が通じない」などの暴言をNさんに浴びせたという。

2023年9月、Nさんは主治医による「勤務内容の事前の通知や休憩時間の確保、空調・冷房設備の整備などの合理的配慮が整い次第、即日復職が可能」との診断書を提出。しかし、10月に会社は「今以上の合理的配慮はできない」「同じ

条件で、また発作を起こす懸念がある」などとしてNさんの復職願を拒否。「傷病欠勤満了後の出勤は就業規則により認められず、2024年4月末で雇用期限満了となる」と、雇い止めが前提のような通知をNさんに送った。

さらに2024年3月、会社から「復職並びに雇用契約期間の終了」という通知を受けたNさんは、あらためて復職願を提出。産業医との面談を受けたのち、4月より復職した。ところが、会社は「復職と契約更新は別」と称して、復職からわずか半月後に雇い止め通告を行った。

Nさんは労働組合「コミュニティユニオン」に加入し、5月・7月・8月の3度にわたって団体交渉を行う。組合は「Nさんへの休職命令は主治医の意見を無視しており、違法・無効」「雇い止めは障害者雇用促進法に反する」などと指摘して、雇い止めを見直すよう求めたが、会社は「休職命令も雇い止めも本人の安全配慮のためだ」と主張して、組合の要求を拒否したという。

「障害者雇用枠で障害を理由に雇い止めされることは極めて異例」

今回の申し立てでは、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認、無効な休業命令による損失補償（107万円余り）、無効な雇い止め後の未払賃金（92万円余り）などを会社側に請求している。

申し立てと同日に行われた記者会見で、代理人の白神優理子弁護士は「障害者雇用について、申告した障害を理由とする雇い止めが許されれば、およそ障害者雇用は成り立たなくなることについて警鐘（けいしょう）を鳴らす」と、本件の意義を語った。

「会社はホームページに『障害のある方の採用を積極的に推進しています』と記載している。」

Nさんが応募時に提出した書類には配慮すべき事項が適切に記載されており、主治医の診断書に書かれた合理的配慮もごく常識的な内容。しかし、会社は配慮を拒否した」（白神弁護士）

同代理人の尾林芳匡弁護士は、そもそも障害者雇用枠で障害を理由に雇い止めされることは極めて異例であると説明した。

「会社はNさんを復職させないまま期間満了まで引っ張り、最後の最後で雇い止めを行った。障害者雇用制度の趣旨に反した対応だ。

一般の労働者が能力主義的な理由で解雇される事例とは全く異なる。今回のような申し立ては、おそらく全国で初めての事例」（尾林弁護士）

また、申し立てと同日、コミュニティユニオンは朝日生命保険相互会社への指導を厚生労働省に要請した。職業安定局長・東京労働局長に宛てて要請書を提出しようとしたが受け取りを拒否されたため、口頭での要請になったという。

コミュニティユニオン東京三多摩地域本部の福田かづこ氏は「憲法で定めら

れた、障害者の働く権利を守ることにも企業の責任だ」と語り、これからもNさんを支援していくと意気込みを示した。

以下は、会見で、Nさんが読み上げたコメント。

「私は、障害の関係で、高温や過集中の作業では、パニック発作を起こしやすいのは確かです。でも、私は仕事が好きだし、一緒に働く仲間も好きです。有無を言わせず職場から排除されることには、納得がいきません。

同じような扱いを受けて泣き寝入りをする人をこれ以上ださないためにも、申し立てをしました」

- この記事は、公開日時点の情報や法律に基づいて執筆しております。

朝日生命の障がい者雇止めを撤回させる会（略称 撤回させる会）

＝2024年11月5日 三多摩地本4役事務局会議で「撤回させる会」の発足を決定＝

以下の氏名は敬称略とします。

1、会の呼びかけ人 佐藤義見（CU 東京本部執行委員長） 宮田清志（CU 東京三多摩執行委員長） 市橋 博（障害者団体代表） 橋本由美子（多摩市議会議員） 菅井 真（東京都セルプセンター元副会長）

2、会の役員体制 **共同代表** 佐藤義見、宮田清志 **事務局長** 大江拓実
事務局員 福田かづこ、三宅一也、北村博、宮本一、尼崎学、大川宣弘、中西碧

3、この会の申し合わせ

会の名称： 朝日生命の障がい者雇止めを撤回させる会（略称 撤回させる会）

会の目的： Nさんの労働審判を勝利させ、朝日生命だけでなく、その他の事業所も含め、障がい者が、合理的配慮のもとで、継続して安定的に雇用されることを求める

会の活動： 労働審判を物心両面での支援、会のニュース等の発行、会員の拡大をはじめ、社会へこの事件の周知ほか情勢に応じた活動

会の運営： 会への募金で運営する

会の事務局： コミュニティユニオン東京三多摩地域本部（略称 CU 三多摩）

〒185-0034 東京都国分寺市光町 1-40-12 北多摩西教育会館 1 階

電話／F A X：042-571-1166

メール：cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

CU三多摩ニュース No. 1

編集人 小野塚洋行

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-8703 国分寺市光町1-40-12 ☎042-571-1166

6月28日、三多摩地域にCU東京を結成 非正規労働者の「駆け込み寺」に

ついに、三多摩地域に働く者の労働相談センター、CU東京・三多摩協議会ができました。職場・職種を問わずに一人でも加入できる地域労組で、すでに2件の相談も寄せられ、交渉を勧めています。

CU東京は2009年6月、非正規労働者の激増や劣悪な雇用労働環境を強いるブラック企業・ブラックバイトなどで働く若者が増大する下で、働くものの権利を守り発展させていくため、東京地評加盟の個人加盟組織として57人で結成、2015年7月現在で都内14支部730人を超す組織に発展しています。

三多摩協議会はCU東京本部より三多摩地域での拠点づくりの要請を受け、有志が2015年2月18日に設立準備会を立ち上げ6月28日、約50人の組合員で結成したことをご報告します。

三多摩協議会は立ち上がったばかり、年内には3ケタの組織目標を掲げ活動を開始、拠点となる事務所を北多摩西教育会館内(国立駅北口徒歩5分)に確保。

まだ不十分な体制ですが、三多摩地域での雇用労働相談の「駆け込み寺」としての活動をすすめます。組合員の積極的な活動参加を含め、どうぞ宜しくお願い致します。

【執行体制・5役】

執行委員長	佐藤 義見 (元土建本部副委員長)
副委員長	小野塚洋行 (元自治労連都庁職役員)
	星 憲彦 (元都教組役員)
	尼崎 学 (元多摩市職役員)
	朝倉 法明 (現土建本部役員)
	大江 拓実 (元全建総連役員)
書記長	三宅 一也 (元土建本部役員)
書記次長	宮本一 (元全建総連役員)
	石川隆 (元土建多摩西部支部役員)
相談役	坂内 三夫 (元全労連議長)

【事務所】 〒185-0034 国分寺市光町1-40-12
北多摩西教育会館気付
☎・Fax 042-571-1166
E-mail : cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

立川駅北口大宣伝と

納涼の夕べ

暑い中ですが一結成後初の行動

立川駅宣は、安倍暴走政権の下で戦争法案や労働者派遣法改悪、教科書採択問題等でそれぞれの専門家が訴え、署名も取り組みます。また「地域の労働相談は気軽にCU東京三多摩へ」をアピールする場です。

宣伝行動後、場所を移して「納涼の夕べ」を予定。ご多忙の中ではありますがCU組合員、協力団体からのご参加を。

日時 7月28日(火)15時～16時30分

場所 JR立川駅北口

※ 終了後、反省会を兼ねて「納涼の夕べ」を国分寺駅南口2分「大衆酒場」(会費3000円)で行います。

「よし、やるぞ」の声

CU三多摩の組合員増やそう、の呼びかけに

数は力—まずは組合員を3ケタにしようとの意思統一を行いました。「本気ならやるぞ」の決意も聞かれる中、協力組合員(1000円)を含めて、年内に100人の仲間を集めます。各組合の皆様、役員・事務局が訪問した時にご協力、よろしくお願いです。

「CU三多摩」結成後の主な行事

7月5日	CU東京本部定期大会での報告・発言 副委員長に大江拓実、執行委員に三宅一也、宮本一を派遣
7月6日	労働相談員学習(地評の前澤氏講師)
7月28日	立川駅北口大宣伝と納涼の夕べ
8月20・21日	小金井平和盆踊りでのアピール・参加
9月	労働相談会・地域イベントへの参加

組合費は2,000円(共済金5千円×60日給付)、協力組合員は1,000円=すべて金融機関の引き落とし制(本部に書類送付)です。





コミュニティユニオン東京（CU 東京）三多摩地域本部 創立１０周年記念誌

発行日 ２０２５年８月３日

発行責任者 CU 東京三多摩地域本部執行委員長 宮田清志

作成者 CU 東京三多摩１０周年記念事業実行委員会

連絡先 〒185-0034 東京都国分寺市光町１－４０－１２ 北多摩西教育会館 １階

TEL/FAX ０４２－５７１－１１６６ 携帯 ０９０－２２４７－１１６６

メール cu3tama@abeam.ocn.ne.jp HP <https://cu3tama.org>

